

『児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書』

に基づく連絡実施にかかるガイドライン

八王子市教育委員会

1 趣旨

このガイドラインは、八王子市教育委員会と警視庁との間で締結された「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書」に基づく連絡（以下「連絡」という。）を実施する上で取扱う個人情報を適正に管理し、個人情報の保護を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

このガイドラインは、市立小・中学校（以下「学校」という。）に適用するものとする。

3 連絡の対象事案

学校に在籍する児童・生徒に関して、次の各号にあげる事案とする。

(1) 警察署から学校への連絡事案（別紙1参照）

ア 逮捕事案

イ ぐ犯事案

ウ その他非行少年等及び児童・生徒の被害に係る事案で警察署長が学校への連絡の必要と認める事案

(2) 学校から警察署への連絡事案（別紙2参照）

ア 児童・生徒の非行、問題行動及びこれらによる被害の未然防止のため、校長が警察署との連携を特に必要と認める事案

イ 学校内外における児童・生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、校長が警察署との連携を特に必要と認める事案

4 学校の役割

(1) 学校は、3にあげた事案（以下「問題行動等」という。）に関し、警察署と必要な情報の連絡を行うものとする。

(2) 学校は、問題行動等に関し、必要に応じて警察署と協力して対策を講ずるものとする。

5 学校が連絡をとる警察署

学校は、原則として学校所在地を管轄する警察署と連絡をとるものとする。ただし、問題行動等の内容により、必要な場合は、他の警察署と連絡をとるものとする。

6 連絡の範囲

連絡の範囲は、対象事案に係る児童・生徒の氏名、事案の概要及び対象事案に関係した児童・生徒の健全育成に資するため、本協定の連絡責任者である少年育成課長若しくは警察署長又は校長が連絡を必要と認める範囲とする。

7 連絡担当者

(1) 学校における連絡担当者は、該当の児童・生徒が在学する学校の連絡責任者である校長とする。ただし、校長は事案の内容により教頭又は生活指導主任、担当等の教諭を連絡担当者として指定することができる。

(2) 警察署における連絡担当者は、少年育成課長又は警察署長が指定した者となっている。

8 連絡の方法

- (1) 学校における連絡担当者は、電話又は面接により警察署の連絡担当者に連絡をとるものとする。
- (2) 緊急の場合を除き、学校は連絡内容について事前に教育委員会と協議・調整の上、警察への連絡を行う。また、警察から連絡があった場合については所定の方法により教育委員会に報告する。

9 記録の作成及び報告

- (1) 学校における連絡担当者は、警察への連絡を行った後、直ちに別記様式第1号「警察への連絡内容の記録」にその内容を記録する。連絡担当者が校長以外の者である場合には、校長及び教頭の確認を受ける。
- (2) 警察からの連絡は、連絡担当者が受理し、連絡を受けた内容を別記様式第2号「警察からの連絡内容の記録」に記録する。連絡担当者が校長でない場合は、校長及び教頭に報告するものとする。
- (3) 学校は、上記(1)及び(2)で連絡した件数を月ごとにまとめ、別記様式第3号「警察と学校の情報連絡制度・月別報告」により、学校教育部指導室長に報告するものとする。

10 学校における情報の適正管理

- (1) 上記9(1)(2)により作成した文書は校長が指定する者が一括して安全保護に配慮し、保管する。この文書は複写せず、保管期間については最長児童・生徒の卒業時までとし、保有の必要がなくなった場合は速やかに廃棄する。
- (2) 警察から連絡のあった内容については、個人にかかわる情報であることから、児童・生徒の指導に必要な限度の情報とする。
- (3) 警察に対して連絡する内容については、犯罪・非行を解決・防止し、被害の拡大を防ぐために必要な限度の情報とする。
- (4) 連絡の内容やその伝達には正確を期する。
- (5) 警察からの連絡及び警察への連絡の内容については、原則として当該児童・生徒及びその保護者に知らせ、事実確認を行う。
- (6) 校長は警察から連絡を受けた内容の学校における取扱いについて、必要な対応を指示する。

11 警察から連絡を受けた場合の学校の対応

- (1) 対象事案に関係した児童・生徒が健全な学校生活を送れるよう、継続的指導を行う。
- (2) 対象事案に関係した児童・生徒への対応にあたっては、本制度の趣旨を踏まえ、相互連絡の内容のみに基づいて、当該児童・生徒に不利益に措置や対応が行われることのないよう、必要な対策をとること。特に進学・就職に際して不利にならないよう配慮する。
- (3) 犯罪被害者となった児童・生徒が学校生活を続けられるよう、十分に配慮し、必要な対策をとる。

12 その他

- (1) 教職員に本制度の趣旨を周知徹底し、校長の指導の下、教職員が協力して制度を適切に運用できる体制を確立する。
- (2) 児童・生徒に対して本制度の周知徹底を図るとともに、保護者に対して本制度の趣旨を説明し、十分な理解・協力を求める。
- (3) 本制度を円滑に実施するため、警視庁、教育員会は必要に応じて協議を行う。